

公益法人会計基準改正のポイント

新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」が令和6年12月20日に内閣府公益認定等委員会で決定されました。本会計基準（令和6年会計基準）は、今般の公益法人制度改革を受けた必要な見直しを行うとともに、「わかりやすい財務情報の開示」を実現するため制定されました。

本会計基準は、令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用を開始となります。ただし、3年間の移行期間が設けられており、令和10年（2028年）4月1日より前に開始する事業年度までは、引き続き平成20年基準を適用できます。注）内閣府や各都道府県に支出計画実施報告書を提出していない一般社団法人、一般財団法人は本会計基準の適用対象外です。

❗ 本表(貸借対照表・活動計算書)は簡素でわかりやすく、注記等に詳細情報を記載します。

新しい会計基準では、「財務規律の柔軟化・明確化に伴う財務諸表での情報開示の充実化」と「区分経理の実施の原則化」という二つの要請に応えるものとして、本表はシンプルになる一方、内訳表やその他の詳細情報は注記や付属明細書で開示することとなります。

■ 貸借対照表、貸借対照表の注記

本表では、流動資産・固定資産の区分を表示し、基本財産・特定資産は必要に応じ注記に記載します。

純資産については、一般純資産、指定純資産に区分表示します。

注記では、従来の内訳表に相当する会計区分別内訳等を作成します。

また、従来財産目録に相当する情報は、資産及び負債の状況で開示、使途拘束資産の内訳等も貸借対照表の注記で作成します。

■ 付属明細書

付属明細書で、使途拘束資産(控除対象財産)の明細や中期的収支均衡の内訳詳細を表記します。

■ 活動計算書、活動計算書の注記

従来基準の正味財産増減計算書から「活動計算書」へ変更となります。

本表では一般純資産・指定純資産といった財源別区分せず、純資産全体の増減を経常活動・その他活動に区分します。

費用科目は活動別分類(公1事業費、収益事業費、管理費等)で表示し、消耗品費等の形態別分類は注記に表示します。

注記では、従来の内訳表に相当する会計・事業区分別内訳等を作成します。

また、従来正味財産増減計算書における一般正味財産、指定正味財産の区分表示は、財源区分別内訳で表示します。

指定純資産の内訳、控除対象財産(6号財産)の発生年度別残高等も注記で作成します。

改正の詳細は、公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp>) 等でご確認ください。

会計基準改正における WEB バランスマン会計の対応について

■対応の流れ ※2025/2/25 現在 対応の流れは変更となる場合があります。

令和6年会計基準を適用開始する年度の、予算や伝票を入力する前にマスタ準備が必要です。
マスタ準備には1か月以上お時間がかかります。余裕を持ってご連絡をお願いいたします。

